

報道関係各位

公益財団法人
にいがた産業創造機構

県内の起業や中小企業者の成長をサポート！
起業・創業や更なる付加価値向上に必要な経費を助成する事業の募集を開始します。

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)では、「起業チャレンジ応援事業」、「U・Iターン創業応援事業」、「ベンチャー企業創出事業」、「ベンチャー成長加速化支援事業」の受付を開始します。

つきましては、本事業の募集について広く周知したく、是非報道でお取り上げ下さるようお願いいたします。

事業名	起業チャレンジ 応援事業	U・Iターン創業 応援事業	ベンチャー企業 創出事業	ベンチャー成長加速化 支援事業
対象事業	デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業		独創的な技術やアイデアを基に、県内雇用の創出等、県内企業の活性化・県内経済に著しい効果を見込む事業	イノベーティブなアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用し新たなビジネスに取り組み、更なる成長と高付加価値化を図る事業
対象者	県内に事業所を設置し、次の要件の全てを満たす者 ①令和5年5月9日～令和6年2月29日の間に起業する者 ②県外に在住の場合、令和6年2月29日までに県内に転居する者	以下のいずれかで起業する場合で、次の要件を満たす者 ・U・Iターンにより県内に移住した者が起業する場合 ・進学、有期雇用契約等により県内に移住した県外出身者が、県内で起業する場合 その他、起業チャレンジ応援事業に同じ	下記①・②のいずれかを満たす中小企業者 ①創業事業計画に基づき県内で創業する者（創業後、県内で会社設立を要件とする） ②県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者	下記①・②のいずれかを満たす中小企業者 ①県内の概ね創業3～10年程度の中小企業者 ②県外の概ね創業3～10年程度の中小企業者で、県内への移転や拠点設置をする中小企業者
上限額	200万円		500万円	300万円
助成率	1/2以内		2/3以内	1/2以内
募集期間	令和5年5月9日(火)～令和5年6月9日(金)			

【添付資料】

- ・「起業チャレンジ応援事業」・「U・Iターン創業応援事業」 募集チラシ
- ・「ベンチャー企業創出事業」・「ベンチャー成長加速化支援事業」 募集チラシ

〈この件に関する問い合わせ先〉

(公財) にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 小林(起チャレ・U・I事業)
入澤(ベンチャー関連事業)

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」9階
TEL : 025-246-0051 (直通) FAX : 025-246-0030 E-mail : shinkisogyo@nico.or.jp

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！

～令和5年度『起業チャレンジ応援事業』一次募集のお知らせ～

概要

◆ 起業チャレンジ応援事業とは？

- ★新潟県内で新たに起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を助成する事業です。
- ★デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業を支援します。

■ 応募対象者

県内に事業所を設置し、募集開始日以降に起業する方で、下記の事業を展開する方。

- ・新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業

対象分野：地域活性化、まちづくり推進、過疎地域等活性化、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育
子育て支援、環境関連、社会福祉関連、県が指定した地域資源の活用

※県外に在住している場合、令和6年2月29日までに県内に転居する必要があります。

※一定の要件を満たして東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から移住した方には、最大100万円の移住支援金を市町村が追加で交付します。（粟島浦村への移住を除く。）詳細は移住先の市町村に確認してください。

■ 助成事業の実施期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

■ 助成率と助成限度額

助成限度額：上限200万円

助成率：1/2以内

■ 審査方法

書面審査及び書面審査通過者に対して二次審査（プレゼンテーション動画による審査）を実施

■ 申請方法

申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「起業チャレンジ応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、**令和5年6月2日（金）**までに提出してください。

■ 募集期間

令和5年5月9日（火）～令和5年6月9日（金） 17:00 必着

■ 問い合わせ・申請書提出先

（公財）にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 小林、入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！

～令和5年度『U・Iターン創業応援事業』一次募集のお知らせ～

概要

◆U・Iターン創業応援事業とは？

★U・Iターンにより県内に移住し新たに起業する方に必要な経費の一部を助成する事業です。

★デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業を支援します。

■応募対象者

○U・Iターン起業

U・Iターンにより県内に移住し募集開始日以降に起業する方

※U・Iターンとは、新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。

また、起業準備のために既に新潟県内に転居している方も対象になります。(令和5年5月9日時点で転居後1年以内の方)

○じもと定着起業

・進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、募集開始日以降に県内で起業する方

・有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する方 (例：地域おこし協力隊員)

上記のいずれかの条件に該当し、下記の事業を展開する方。

・新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業

対象分野：地域活性化、まちづくり推進、過疎地域等活性化、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育
子育て支援、環境関連、社会福祉関連、県が指定した地域資源の活用

※一定の要件を満たして東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から移住した方には、最大100万円の移住支援金を市町村が追加で交付します。(粟島浦村への移住を除く。)詳細は移住先の市町村に確認してください。

■助成事業の実施期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

■助成率と助成限度額

助成限度額：上限200万円

助成率：1/2以内

■審査方法

書面審査及び書面審査通過者に対して二次審査（プレゼンテーション動画による審査）を実施

■申請方法

申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「U・Iターン創業応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、**令和5年6月2日（金）**までに提出してください。

■募集期間

令和5年5月9日（火）～令和5年6月9日（金） 17:00 必着

■問い合わせ・申請書提出先

(公財) にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 小林、入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ (<https://www.nico.or.jp>) からダウンロードできます。

独創的な技術やアイデアをもとに、県内での新規創業や
中小企業が取り組む事業に係る経費の一部を助成します！

～令和5年度『ベンチャー企業創出事業』募集のお知らせ～

概要

◆ベンチャー企業創出事業とは？

★自らの独創的な技術やアイデアをもとに創業する者および創業間もない中小企業が取り組む事業に対し、必要な経費への助成支援を行い、新潟県内における起業家・知的資源の定住を促進し、新産業の創出を図ることを目的としています。

■対象者

- (1)創業事業計画に基づき県内で創業する者
 - (2)県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者
- ※個人事業から法人成りを行った場合、個人事業を立ち上げた時点を創業と見なします。
※同一事業計画による、国(独立行政法人を含む)や市町村等の補助金との併用はできません。

■対象事業

- 自らの独創的な技術やアイデアによる事業で、次に掲げる事項に該当する成果が期待される事業
- ・県内企業の活性化につながるもの
 - ・県内において新たな雇用を創出するもの
 - ・県内経済の向上に著しい効果が見込まれるもの

■助成対象期間

交付決定日から最長1年間

■助成限度額と助成率

助成限度額:上限500万円
助成率:2/3以内

■助成対象経費

事業所の増改築費、機械装置・工具器具備品費、原材料費、外注加工費、賃借料、広告宣伝費、市場調査費など、創業期に必要な経費

■採択方法

書類審査を通過した事業計画について、オンライン上、または審査会場(予定)でプレゼンテーションを行っていただき採否を決定します。

■募集期間

令和5年5月9日(火)～令和5年6月9日(金) 17:00 必着

■応募方法

所定の助成金交付申請書(創業事業計画書)を作成し、その他必要書類を添付のうえ、提出してください。

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。

更なる成長と高付加価値化を図るため、デジタル技術を付加した 新ビジネスに係る経費の一部を助成します！

～令和5年度『ベンチャー成長加速化支援事業』募集のお知らせ～

概要

◆ベンチャー成長加速化支援事業とは？

★新潟県内における、中小企業者が自らの独創的なアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用した新ビジネスにおいて、更なる成長と高付加価値化を図ることを目的としています。

■対象者

- (1)会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に規定する会社(※株式会社・合同会社・合名会社・合資会社)
- (2)上記(1)の内、次の①・②のいずれかに該当する者
 - ①県内に主たる事業所、研究開発場所を有し(又は新たに設置し)事業を営む者であって、創業から概ね3年から10年程度の中小企業者
 - ②県内への移転や拠点設置を計画する県外中小企業者であって、創業から概ね3年から10年程度の中小企業者
※募集開始時点で主たる事業所、研究開発場所を県内に有していない者にあっては、募集開始日から当該助成対象期間内に県内への事業所移転又は拠点設置が必要となります。
※個人事業から法人成りを行った場合、個人事業を立ち上げた時点を創業と見なします。
※同一事業計画による、国(独立行政法人を含む)や市町村等の補助金との併用はできません。

■対象事業(下記の①・②の条件を共に満たす事業が対象事業となる)

- ①社会構造の変化に対応した社会的課題解決や新常态の適応の視点に立ち、イノベティブなアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用した新たな事業
- ②付加価値額または従業員一人あたり付加価値額の何れかが、相当程度(年3%程度)の向上が見込まれる事業

■助成対象期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

■助成限度額と助成率

助成限度額: 上限 300 万円

助成率: 1/2

■助成対象経費

- ・採用に係る支払手数料(リクルート費用)、委託費(県外等の兼業・副業人材への報酬)、機械装置・工具備品費(※リース費用対象で、取得費は対象外)
- ・対象事業に要する県内の事業所、研究開発場所の増改築費及び賃借料
※新築工事費、解体費、撤去費は対象外

■採択方法

書類審査を通過した事業計画については、二次審査にて申請者ご自身からオンライン上、または審査会場(予定)でプレゼンテーションを行っていただき、採否を決定します。

■募集期間

令和5年5月9日(火)～令和5年6月9日(金) 17:00 必着

■応募方法

所定の助成金交付申請書(事業計画書等)を作成し、その他必要書類を添付のうえ、提出してください。

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類は NICO のホームページ(<https://www.nico.or.jp>) からダウンロードできます。